

共犯者の告発と決闘による証明-英米法における「共犯者の自白」の発生論として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 哲実 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3886

共犯者の告発と決闘による証明

——英米法における「共犯者の自白」の発生論として——

加藤 哲 実

目次

- 一 序
- 二 共犯者告発の手続
- 三 共犯者告発人の動機と王権の利害
- 四 共犯者告発の濫用
- 五 共犯者告発から国王の証拠へ
- 六 史料抜粹

一 序

35

現行の刑事裁判において、被告人Aの共犯者Bが、共同に行なわれた犯罪の事実について自白した場合、これを「共犯者の自白」と呼び、それが、被告人の有罪立証の証拠として認めることができるかという証拠能力の問題と、それ以外に証拠が無い場合に、それだけで被告人を有罪にできるかという証明力に関する問題が生じる。ところで、

自白というのは、本来、自己の犯罪事実を肯定する供述をいうのであって、他人の犯罪事実を肯定する供述は自白ではない。しかし、実際の自白においては、自己の犯行を肯定する部分と他人の犯行を肯定する部分とが、必然的・不可分的に結びついて供述される。そして、ここで取り上げている「共犯者の自白」は、厳密には、この他人の犯罪事実を肯定する供述を指しているのである。

Bが、自己の罪責を軽くしてもらうためにAの罪責を重く述べる場合や、本来は無関係のAを共犯者として引き込む場合なども考えられるので、「共犯者の自白」を直ちに信用するのは危険であり、本人の自白（憲法三八条三項、刑事訴訟法三一九条二項⁽¹⁾）に準じて補強証拠を要求する必要があるという見解がある⁽²⁾。しかし、判例は、AはBの供述に対する反対尋問によって真実を明らかにできることなどを理由に、補強証拠は不要とする⁽³⁾。

本人の自白に関する上掲の規定の意味は、たとえ自白だけで有罪心証が得られるとしても、それを補強する証拠がなければ有罪としてはならないということであるが、その趣旨は、自白偏重に伴う自白強要の防止と誤判防止にある。この補強法則が、本人の自白についてだけでなく「共犯者の自白」についても適用されれば、自白強要や誤判の危険をかなりの程度回避できることは明らかである。

英米法においては、共犯者の供述の危険性（赦免・減刑を期待するが故に、あるいは他人への恨みを晴らすために共犯者によって行なわれる、被告人に不利な供述の危険など）に対する配慮というイギリスの一八世紀以来の伝統から、「共犯者の自白」のみで被告人本人を有罪とすることについては、頗る警戒的な態度を取っている⁽⁴⁾。イギリス法において、「共犯者の自白」に補強証拠を必要とするということになったのには、沿革的な理由がある。おそらく中世末期に、共犯者告発（approvement）の制度に取って代った国王の証拠（King's evidence, Queen's evidence）の法理は、訴追を受けないという恩赦（pardon）と引き換えに、共犯者が被告人の不利益になるような証言を行なう

ことをその骨子としていたが、共犯者が自分の処罰を免れるために虚偽の証言を行なうことが多くなつたために、かような危険を防ぐために、「共犯者の自白」には補強証拠が必要とされるようになった。そして、この補強証拠は、特に被告人の同一性の点、すなわち被告人と犯罪との結びつきの点に限定されていた。⁽⁵⁾

本稿では、この国王の証拠の法理の前身である共犯者告発の法理と制度について検討する。それは、直接に、現行英米法の「共犯者の自白」の法理に繋がるものではないが、その起源であることは確かである。そして、大きな時代の隔たりがあり、社会の構造も人間の有り様も異なっているのであるが、共犯者の供述が、社会（共同体）の維持及び社会における人間関係において持つ意味には類似性が見られそうである。それが集団的ないし組織的な犯罪の摘発に有効性を持ち得る反面、被疑者の人権の侵害に結び付き易いことなどである。現代における被疑者の人権の侵害に關しては上述の通りであるが、集団犯罪の件に關しては、次のような事態の中にその問題の深刻さが垣間見られよう。一九三七年に、ニューヨーク司法運営委員会は、共犯者の供述には補強証拠を要するとする同州刑事訴訟法三九九条の削除を決定して、「本委員会は、この規定が集団犯罪の避難所となっており、且つ恐喝事件の首犯を保護しているとの強い意見を持った」と報告しているのである。⁽⁶⁾

共犯者告発の制度は、それが悪用されたことが強調されてきたせい、ベーカーそしてメイトランドやホールズワースのイギリス法制史の基本書においても、本格的な扱いを受けていない。⁽⁷⁾ 優れた法制史家でもあったイギリスの裁判官、マスイユ・ヘイル（一六〇九—一六七六年）によれば、「本当の犯罪者の発見と有罪証明による大衆への利益よりも、自暴自棄になつた悪人の偽りの訴えによるこの種の共犯者告発によって多くの災いが、善良な人々に降りかかった。そして、看守たちは、彼ら自身の利益のためにしばしば囚人たちに、正直者を私訴するように強制したのであつた」⁽⁸⁾。後に述べるように、このことも一定の時代における一つの真実ではあつたが、そしてそれはこの制度が廢

れてゆく要因の一つになったと思われるのであるが、この制度の発生から終焉に至るまで、事態が一貫してそのようであったわけではない。我々は、共犯者告発の制度についてももう少し詳細に検討してみたいと思う。そして、その検討によって、同時代の人々が、社会における犯罪者の排除をどのような制度に基づいて実行しようとしたか、そしてその制度を巡って生じた矛盾をどう乗り越えてゆこうとしたかについて、その一側面が明らかになると思われる。

共犯者告発の制度についての研究としては、古くは一九三六年のフレデリック・C・ハミルの論文と、最近では一九八四年のジェンス・レルカステンの論文がある⁽¹⁰⁾。本稿ではこれらの論考を参考にしつつも、一三世紀の英法書『ブラクトン』⁽¹¹⁾及び『フリータ』⁽¹²⁾、制定法及び判例などの史料そのものに戻って、それらを、可能な限りその時代の社会に即して解説することによって、共犯者告発の手續と共犯者告発を巡る諸問題を検討する。その際、一七世紀の裁判官、マスイユ・ヘイル⁽¹³⁾及び一八世紀の裁判官、ウィリアム・ブラックストンの⁽¹⁴⁾法制史家としての見識をも考慮することにした。

註

- (1) 「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」(憲法三十八条三項)。「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」(刑事訴訟法三一九条二項)。
- (2) 団藤重光「共犯者の自白」植松 正他編『現代の共犯理論』有斐閣、一九六四年。高田卓爾「共犯者の自白」団藤重光編『刑事訴訟法講座 第二巻』有斐閣、一九六四年。
- (3) 最判昭二六年六月二十九日刑集五卷七号一三四四頁、最判昭三三年五月二十八日刑集二卷八号一七一九頁。
- (4) イギリスでは、「一八世紀の終わり頃には共犯者の供述のみで有罪とするのを阻止するのが一般的になった」(高田、前掲論文、一九七一—一九八頁)。イギリスでは、「一八世紀の終わり頃になると、補強されない共犯者の証言だけに基づいて有罪とすることは危険であり不適当だと考えて、そのような趣旨で裁判官が陪審に説示をする慣行が一般に承認されて来たもの

- の「Howards」(団藤、前掲論文、六九五—六九六頁)。なお、William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 3rd ed., revised, Chicago, 1884, Book IV, pp. 329-330 を参照。
- (5) 団藤、前掲論文、七〇三頁。なお、団藤博士が典拠になつてゐる H・H・スベスマン自身の誤解であるが (Howard H. Spellman, *The Criminal Codes of New York Annotated*, 1937, p. 480.)、国王の証拠は「共犯者が自分の処罰を免れるため他の者を虚偽でマキーンする」[告発する]という危険な状態が生じてきた」という認識には疑問を感じる。このことは共犯者は告発する筈はなく、単に証言を行なうだけだからである。おそろしく、国王の証拠の法理と共犯者告発の法理とが混同されてゐるのである。
- (6) Wigmore, *Treatise on Evidence*, 3rd. ed., VII §2057. 高田、前掲論文、二〇六頁。団藤、前掲論文、六九八—六九九頁。
- (7) J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, 3rd ed., London, 1990 (初版の邦訳として、小山貞夫訳『イギリス法史概説』創文社、一九七五年)。Frederick Pollock & Frederic W. Maitland, *The History of English Law*, 2nd. ed., vols. I, II, Cambridge, 1898; reissued with a new introduction and select bibliography by S. F. C. Milsom, Cambridge, 1968. William Holdsworth, *A History of English Law*, 7th ed., revised, vols. I-XIV, London, 1956.
- (8) Jens Rörksten, Some Problems of the Evidence of Fourteenth Century Approvers, *The Journal of Legal History*, vol., 5, no. 3, 1984, p. 14.
- (9) Frederick C. Hamill, The King's Approvers: A Chapter in the History of English Criminal Law, *Speculum*, vol. XI, 1936, pp. 238-259.
- (10) Rörksten, op. cit., pp. 14-22.
- (11) *Bracton on the Laws and Customs of England*: Latin text ed. by G. E. Woodbine (1915-1942), reissued with translation and notes by S. E. Thorne (London, 1968-1977), 4vols.
- (12) *Fleta*, vol. II, ed. by H. G. Richardson and G. O. Sayles, London, 1955 (Pub. of Selden Society, vol. 72).
- (13) Matthew Hale, *Pleas of the Crown*, 1678 (reprint, Abingdon, 1982).
- (14) Blackstone, op. cit.

二 共犯者告発の手続

共犯者告発人 (approver) は、共犯者を告発し、その有罪を決闘によって、あるいは宣誓に基づく陪審の証言によって立証することにより、自分に科せられる刑罰を国王に軽減してもらうことができた⁽¹⁾。共犯者告発人は、叛逆罪 (treason) ないし重罪 (felony) で正式起訴された者⁽²⁾であり、その起訴を自白によって認め、共犯者を私訴する (appeal)。かかる手続は国王の許可を得て初めて進めることができた。彼は国王の平和の破壊者を告訴し、その有罪決定のための重要な証拠を提供したわけである。そして、共犯者告発人は、継続的にこの仕事を行なうことがあり、言わば「国王の司法役人」としての地位を与えられ、待遇されることもあった。

共犯者告発人は、一日につき一ペニーないし一と二分の一ペニーというように給与を国王から得たのであり、それ故に彼は「国王の共犯者告発人」(King's Approver, probator regis) と呼ばれた。彼は、自分が告発した共犯者全員の有罪を証明すれば、死を免れ、永久国外退去の宣誓 (abjuration) を許されたが、証明に失敗すれば、最初に自分が正式起訴された叛逆罪ないし重罪の故に、絞首刑に処された。

共犯者告発の制度は一一五六年には確立されて、多くの史料に、国王による共犯者告発人の扶養、武装、移送が記載されることになる。しかし既に一一三〇年に、共犯者告発人の存在を示唆する文書がある。すなわち、「そして、四人たる汝は国王からの給与を総額で四四シリングと七ペンス受け取ってきたのであり、今や汝は解放されるべし」(Et in liberatione i prisonis qui debet facere proficium Regis XLIIII et VIIId. numero.)⁽⁴⁾ と。この四人が共犯者告発人である確証は無いものの、当時、給与を与えられたとすれば共犯者告発人としてでしか有り得な

ったように思われる。一ツリングは一二ペンスであり、当時の給与は、普通一日につき一ペニーが相場であったので、この囚人Ⅱ共犯者告発人は、一一三〇年にこの文書に記載されるまでに約一年半の間国王に奉仕したと考えられる。

ヘンリー二世の治世に、クラランダン法（一一六六年）及びノーサンプトン法（一一七六年）で、起訴陪審による犯罪の告発が正規の恒常的な訴訟手続とされた。クラランダン法の中には、国王の訴訟を提起するために起訴陪審を用いる手続が定められている。すなわち、各ハンドレッドから一二名、各村落から四名の代表をシェリフ (sheriff) 及び国王の巡回裁判官の前に集め、彼らに誰が人殺しであり、強盗であり、盗人であり、またそうした犯罪人を接待し宿泊させていると世間に評判されているかを申告させるというのである。ノーサンプトン法では、申告されるべき犯罪に放火と貨幣偽造が加えられた。クラランダン法の下で国王裁判官が、近隣の人々の宣誓により全ての強盗やその他の暴力犯罪を審問すべく、全イングランドに派遣された。近隣の人々の宣誓証言すなわちハンドレッドや村の陪審によって起訴、告発、正式起訴された者は、逮捕され、雪冤宣誓か水の神判によって身の潔白を証明せねばならず、かつもし潔白が証明された場合でも悪評の高い者は八日以内に国外に退去せねばならなかった。これは刑事法史上の巨大な一歩であった。⁽⁵⁾

しかし、上述のように、共犯者告発の制度は、この大陪審Ⅱ起訴陪審による正式起訴 (indictment) の発生以前から存在した。正式起訴の制度の発生以前には、国王の平和を破壊する罪としての叛逆罪と重罪は、現行犯で逮捕されない限り、私訴によって裁判所に持ち込まれた。私訴とは、権利侵害の被害当事者——例えばその動産を盗まれた人、傷害を受けた人あるいは謀殺された人の最近親者——によって提起される犯罪の私的な起訴である。私訴に対しては決闘か神判、神判の廃止後には決闘か陪審に付すべしという中間判決が下されたのであり、またその証明に失敗

した私訴人 (appellor) は一定の刑罰に服さねばならなかった。それ故、私訴人の告訴をめぐる利害意識を考慮すれば、王国に起こる重罪の全てをこの私訴を待つて把握することは困難だったのである。正式起訴の制度の発生はかかる社会状況への一つの対応であったように見えるし、共犯者告発の制度もまた、同様の問題意識から国王によって制度化されたものと考えることができる。

一一六六年に正式起訴が制度化される以前には叛逆罪あるいは重罪について現行犯で逮捕された者が、それ以後には叛逆罪あるいは重罪について正式起訴された者も共犯者告発を行なうことが許された。私訴された者、すなわち被私訴人 (appellee) は共犯者告発人になることはできなかった。叛逆罪とは、一三五二年の制定法によれば、①国王の殺害を謀ること、②国王に対し兵を挙げること、③国王の敵に与すること、の三つである。重罪は叛逆罪のすぐ下位にくる犯罪である。それはコモン・ローが一三世紀に最初に形を成した際に特に重大と考えられた犯罪、すなわち殺人、放火、夜盗、強盗、強姦、窃盗から成っている。これらは死刑が科せられる犯罪であったと言(6)うことができる。以下では、主として正式起訴が制度化された後の共犯者告発の手続を、順を追って検討する。

(1) 共犯者告発人に転じようと欲する重罪人は、国王の巡回裁判所 (Court of Assize) あるいは王座裁判所 (Court of King's Bench) において、国王の裁判官の面前で、自分に向けられた正式起訴を認め、すなわち自白を行ない、そして共犯者を私訴することを表明する。

ここで重要なことは、重罪人に共犯者告発人になることを許す権能は国王の特権であったということだ。一三世紀の裁判官ブラクトンは、「[重罪人が自分の生命と身体を救うために共犯者を私訴するという] このことの許可は、国王自身あるいは国王の裁判官を除いては誰も彼に与えることができず、国王の許可は口頭であるいは令状によって特別に彼に与えられた」と述(7)べ、また、一二三五年の事件に基づいた見解の中で、「もし誰かが、自分の裁判所ないし

州で、あるいは裁判官が、その目的のために特別に任命された訳ではないのに、共犯者告発人による告発を受け入れたならば、州とその裁判所は憐憫罰を科され、その裁判官は譴責されるべし」と述べている。⁽⁸⁾ 共犯者告発における国王の権利は厳格に守られるべく企図されていたのである。

もう一つ重要な点は、本来は私訴を行なう資格を確実に奪われることになった重罪人が、それを許されたということだ。この点につき、一三世紀の法書『フリータ』では次のように述べられている。

「法喪失者、永久国外退去の宣誓者、そして重罪について有罪宣告を受けた者は、いかなる私訴も自由な答弁も拒否された。それは、裁判所の判決によって有罪宣告を受けた者として、彼ら自身の判決を得ており、したがって、彼らの武器は打ち砕かれているからだ。「しかし、」重罪について自白したが、仲間がいるために未だ有罪宣告されていない者どもに関しては事情が異なる。彼らに対して国王は、以下のような条件の下で、寛大である。すなわち、彼らが、彼らの共謀者や彼らを匿った者を私訴し、それらの悪人どもを王国から駆逐するという条件である」⁽⁹⁾。

重罪について自白を行ない、それ故、本来ならば最も信頼に値しない人間であるにも拘らず、彼が共犯者の私訴を許されたのは何故であろうか。私訴を許される「条件」から見えるように、悪人どもの王国からの駆逐がその理由である。そして、その重罪自白者は犯罪の現場に居合わせたが故に、直接の、そして正確な情報を持ち得たのであり、それ故に最も貴重な情報源であったからだ。

国王は、重罪人をその共犯者を告発する道具として利用しているわけであるが、その場合、殺人犯、強盗犯、窃盗犯などが個人として、あるいはこのことの方が一層重要なのであるが、集団として検挙でき、駆逐できたということだ。犯罪が組織化されている状況では、この方法は一層の有効性を発揮したであろう。ハミルも、「この方法は、強盗団、窃盗団、殺人集団、そして盗品の受取人たちの集団を解体するのにとりわけ有効であった」⁽¹⁰⁾、と述べている。

(2) 国王の裁判官は、共犯者告発人をコロナー(coroner)に引き渡す。コロナーは、共犯者告発人の自白と私訴を受理し、記録する役割を持つ。コロナーは、一一九四年に初めて、国王専管訴訟(pleas of the Crown)を保管すべく州裁判所によって選挙されるようになった。それは、各州に通例二ないし四名置かれたが、最初は三名の騎士と一名の書記によって構成され、シェリフへの牽制の役割をも果たした。⁽¹¹⁾ ちなみにシェリフは、アングロ・サクソンに起源を持つ地方役人であり、州の長であると同時に国王の役人でもあるという二面性を有した。諸々の国王は州の統治をシェリフによって行なおうとしていた。

(3) 裁判官は、国王に共犯者告発令状(writ of approvement)を請求する。その令状は、その裁判官あるいはシェリフに交付される。その令状の雛型は、『ブラクトン』及び『フリータ』において次のように記されている。

「国王がシェリフに挨拶する。以下のことを覚えよ。朕は、汝に、汝の面前で共犯者告発人になり、窃盜(ないしその他の重罪)について自白した者に、彼の生命と身体を下賜する権限を与える。ただし、以下の条件の下においてである。すなわち、彼が決闘を申し出て、汝が朕に報告したように、彼が汝の面前でなすべきことをするように汝が彼に仕向けることができ、五名のあるいはそれ以上の数の被私訴人を彼の身体によってあるいは地方住民によって有罪立証するならばである。証人……」⁽¹²⁾

「国王が裁判官たちに挨拶する。以下のことを覚えよ。朕は、汝らに、汝らの面前で共犯者告発人になり、窃盜(ないしその他の重罪)について自白した者に、彼の生命と身体を下賜する権限を与える。ただし、以下の条件の下においてである。すなわち、彼が、被私訴人たちが重罪人であることを汝らの面前で証明することを申し出て、なおかつそれを自らに義務付けた上で、その相手の者どもを決闘あるいは他の方法で、有罪立証するならばである」⁽¹³⁾

かかる令状が国王の裁判官ないしシェリフに公布されて初めて、実際に共犯者告発の手続が開始されることにな

る。共犯者告発人自身の有罪を証明する手続は中止され、彼は監獄に留め置かれ、また、被私訴人に追求の手が伸びることになる。

(4) 共犯者告発人は国王の監獄の看守に委ねられる。ヘンリー二世（治世一一五四—一一八九年）の時代においては、刑罰としてではなく、留置のための投獄が一般的であった。監獄は、主として、正式起訴されたが未だ神判にかげられない者の留置のために必要とされたのであり、したがって、ヘンリー二世は全ての州に監獄を用意しなければならなかったのである。⁽¹⁴⁾しかし、監獄の多くは土牢であり、ひどく不衛生で、囚人たちは普通、病氣や虐待のために数か月あるいは運が良くても数年で死亡したと言われている。時代は降るが、一三四八年の記録によれば、ヨーク城の監獄ではその年だけで五〇名の共犯者告発人が死亡している。⁽¹⁵⁾

(5) シェリフは、全ての被私訴人を直ちに逮捕し、裁判官の面前に連れて行くように国王によって命じられた。⁽¹⁶⁾この点について、『プラクトン』で引用された令状では次のように述べられている。

「国王がシェリフに挨拶する。もし汝が、窃盗犯をして、汝のシェリフ管轄区域において共犯者告発人と成し、彼が、朕の守衛官ないしベイリフ及び他の評判の良い人々の面前で彼の窃盗（ないし他の重罪）を公然と自白し、彼の窃盗（強盗、殺人、あるいは他の重罪）の共謀者の何人かを私訴したならば、朕ないし朕の首席裁判官の召喚で、朕ないし朕の首席裁判官の面前に彼らを出頭させ得るように、朕の王国の慣習に従って直ちに彼らが逮捕されるようにすべく、朕は汝に命ずる。証人……」⁽¹⁷⁾

「国王がシェリフに挨拶する。自白した窃盗犯Bが某の面前で朕の裁判所で共謀及び窃盗（あるいは他の重罪）について私訴しているAを、遅滞なく逮捕し、私訴されている共謀と窃盗（あるいは殺人、強盗ないし他の重罪）に関して上述のBに答弁すべく、しかしかの場所の上述の裁判官の面前に汝のなし得る限り速やかに連れて来るように

(あるいは、彼をして出頭するよう仕向けるように)、朕は汝に命ずる。そして、王国の慣習に従って上述のことに關して審問を行なうためにしかじかの近隣から人々を上述の裁判官の面前に出頭させるべし。そしてこの令状を示すべし。証人……」⁽¹⁸⁾。

コモン・ロー上の原則では、巡回裁判官は、共犯者告発人が正式起訴された州に住んでいるかあるいはその州の内부를放浪している共犯者に対してのみ手続を進めることができた。だから、もし共犯者告発人が他の州にいる者を私訴しようとすれば、彼は当該州に連れて行かれねばならなかった。こうして、共犯者告発人は私訴を行なうために州から州へと引き回されることがあった。しかしこの原則は、後になって、事件記録がロンドンの王座裁判所に移送され、そこから令状が様々のシェリフに発行されるという形に変更された。それは、被私訴人を確実に逮捕するためであり、また共犯者告発人と被私訴人の両方をロンドンのニューゲイト監獄に、あるいはウェストミンスターの裁判官の面前に連れて来るためであった。⁽¹⁹⁾

(6) 逮捕された被私訴人は監獄に入れられるが、もし彼が令名の人で、保証人を提出できれば、保釈金によって開廷の日まで釈放され得た。シェリフはこの件に關して自由裁量権を有していた。⁽²⁰⁾ ただし、逃亡した後に逮捕された被私訴人たちは、保釈金によっても仮釈放され得ず、投獄された。被私訴人の出獄引受をした保証人たちは、召喚された時には、万が一の場合自分たちの財産が没収されることを覚悟の上で出頭した。もし、その後、被私訴人が逃亡すれば、その保証人たちは憐憫罰を科された。⁽²¹⁾

(7) 裁判の開始に当たって、被私訴人が裁判官の面前に連れて来られると、共犯者告発人は、一定の方式に従って彼に対して自分の告発を繰り返して、それを彼の身体によって、すなわち決闘によって証明することを申し出なければならぬ。この私訴開始の経過は、『ブラックトン』では次のように述べられている。(その具体的事例として、史料

一・二・四・五参照。)

「自ら窃盗犯であると自白したNのAは、共謀と窃盗（あるいは強盗ないし殺人）についてBを私訴する。すなわち、彼らは一緒にかかる場所にかかる物を盗み、そしてそのBは、彼の分け前を取ったのである、と」。

「彼らは、しかしかの場所のしかじかの者の家に（あるいは路上ないしその他の場所に）一緒にやって来て、しかじかの物を彼から強奪した（あるいは彼から強奪し、彼を殺害した）。そして上述のBは彼の分け前を取った。そして、共犯者告発人はこのことを、裁判官が裁定したように、被私訴人に対して自分の身体によって「すなわち、決闘によって」証明することを申し出る⁽²²⁾」。

共犯者告発人は、いかなる変更もせずに、特定の事柄と状況の全てを述べなければならず、また被私訴人が裁判所に引き出された時に、共犯者告発人は彼を識別しなければならなかった。なぜなら、もし彼が共犯者を識別できないならば、彼らは決して共謀者ではなかったと推定されたからだ。そして、史料二から分かるように、共犯者告発人はその同じ日に、何人かの者どもを共謀と幾つかの窃盗などについて私訴したのである。

(8) 共犯者告発人の私訴に対して、被私訴人は否認することになるが、ここでも方式が決められており、その経緯は次の通りである。(その具体的事例として、史料一・二・四・五参照。)

「そしてBがやって来て、共謀と窃盗（あるいは強盗や殺人、あるいは盗品の受領）、全ての重罪そして彼に対して申し立てられた全てのことを、彼に対して申し立てられたままに一語一語否認する。もし彼が次に、異議申し立てをすることなしに、彼の身体による証明を申し出るならば、両者の間で決闘を行なわせることになるが、被私訴人に防御のための担保を提供させ、共犯者告発人には立証のための担保を提供させよ。もし被私訴人に担保がなければ、投獄が両者の担保となるべし。そして、彼らが闘う日時が定められるべし。彼らが出頭したら、先ず防御者に、次の

ような言葉で宣誓を行なわせよ」⁽²³⁾。

「そしてBがやって来て、共謀、窃盗そして上述の全てを、自白した窃盗犯に対して否認し、自分は遵法の人であり、十人組に属し、国王の裁判のうちにあり、自分を保証する領主を持っていると述べる。もしこのことが地方住民によって証明されるならば、私訴人たる共犯者告発人は有罪と判定され、被私訴人は解放されるであろう。しかし、もし被私訴人が、自分は自白した窃盗犯に対してあらゆることを否認すると言うに過ぎず、その窃盗に関して自らを地方住民に委ね、地方住民によって疑わしいと判定されるならば、私訴人と被私訴人は責められるべき点で同等なので (*cum pares sint in culpa appellans et appellatus*)、彼らの間で直ちに決闘が行なわれるべし。そして、もし被私訴人が、彼が十人組に属して、国王の裁判のうちにあるかどうか、あるいは彼を保証する領主がいるかどうか尋ねられた時に、否定的に答えるならば、彼に有利に言われるべきことは何も無く、直ちに決闘が行なわれるべし」⁽²⁴⁾。

一二一五年頃以降に審理陪審は発展するが、それ以前に被私訴人が行ない得て、通常行なった最も重要な異議申し立ては、彼が十人組 (*trining*) において誠実な人として認められていたこと、そして彼を保証する領主を彼が持っていたことを申し立てることであった。これは、審理陪審の発展後にも用いられている。ここで被私訴人が「異議申し立て」を行なうと、それが地方住民によって証明された場合には、すなわち事実審問においてその事実が認定されたならば、その私訴は崩壊し、被私訴人は自分への嫌疑に関して答える必要がなくなった。その結果、共犯者告発人は絞首刑に処せられ、被私訴人は、保証人 (普通は十人組の成員) を付けて解放された。

もし被私訴人が、かかる異議申し立てをせずに、すなわち、自己の適法性を主張しないで、⁽²⁵⁾ 地方住民の意見に基づく事実審問に委ねられ、疑惑をかけられるならば、その疑惑の故に彼は決闘へ進むことになる。ここから分かること

は、決闘による証明を命ずる中間判決が出る時は、既に被私訴人の側にかんがりの有罪推定が加えられているということだ。それ故にこそ、「私訴人と被私訴人は責められるべき点で同等なので」ということになるのである。

一二〇〇年までには、被私訴人が自分を地方住民Ⅱ事実審問に委ねるための権利を国王から購入する制度が確立した。史料一（一二二二年）によれば、その代価は一マルクⅡ一三シリング四ペンスとされている。そしてヘンリー三世治世（一二一六―一二七二年）以前に、この特権は無償で獲得できるようになった。⁽²⁶⁾

「異議 (exception)」の内容としては、上述の共犯者告発人による被私訴人の識別不能、共犯者告発人の証言変更、共犯者告発人の告発における方式性の不備などが挙げられる。また、次のような場合にも、異議が申し立てられた。すなわち、共犯者告発人は以前に永久国外退去の宣誓をしたとか、他の重罪で法喪失を宣告されているとか、かつて聖職資格を有していたが罪の清めをしなかったとか、有罪を宣告されたことがあるとか、あるいは年老いたり、女性だったり、その他身体障害などの理由で決闘できなかったなどという場合である。⁽²⁷⁾

異議申し立てをせず、あるいはそれのできなかった被私訴人は、残る唯一の雪冤方法として、決闘を選ばねばならなかった。そしてその決闘は、裁判官による中間判決として、実行を命じられた。審理陪審の制度が確立した後には陪審も用いられることになる。決闘による証明は、一三世紀半ばの審理陪審の制度化や私訴の衰退と共に時代遅れになり、衰退してゆくのであるが、共犯者告発においてだけは驚くほどに存続した。それは、共犯者告発人によって私訴された被私訴人は、決闘によって身の潔白を証明する権利を持ったからであり、さらには、陪審によっては決して無罪を勝ち取れないと察知した被私訴人にとって、決闘が残された唯一の雪冤方法だったからである。

以下では、共犯者告発における原則的証明方法としての決闘の検討をする。なお、女、子供、老人、身体障害者などは、まともに戦うことができないと判断されたためであろうか、決闘から排除された。

(9) 先ず、被私訴人の宣誓がどのように行なわれるかを見よう。決闘の日時と場所が指定されると、両当事者が、その時その場所に召喚され、裁判官を中心とした役人たち及び観衆に見守られて、証明方法としての決闘が公開で行なわれることとなる。通常の決闘では、被私訴人が最初に決闘場に入り、共犯者告発人を手で引っ張って来て、自分に対してなされた告発を一語一語否認し、神に対して助力を懇願し、自己の潔白について宣誓を行なう。その経緯は、『ブラクトン』において次のように述べられている。

「私がお手をお握りしている者、すなわち洗礼名を自らAと名乗っている者よ、以下のことを聞け。すなわち、私は窃盗犯ではないし、窃盗（あるいは強盗やそれらしきもの）におけるお前の共謀者でもないし、お前と共にそのような物をそのような場所で盗みもしなかったし（あるいは我々は一緒にそのような強盗ないしそのような犯罪を犯しもしなかったし）、あるいは私はそのような額を私の分け前として取りもしなかった。それ故、神よ私にお力を与え給え⁽²⁸⁾」。

(10) 次に、共犯者告発人の宣誓について見ると、彼は彼の私訴を繰り返して、それが真実であることを宣誓し、神に対して助力を懇願するのである。その経緯は、『ブラクトン』によれば次の通りである。

「私がお手をお握りしている者、すなわち洗礼名を自らBと名乗っている者よ、以下のことを聞け。すなわち、お前は偽誓者だ。そしてかように偽誓した。なぜなら、お前は窃盗犯であり、窃盗における私の共謀者であり、また我々は一緒にそのような物をそのような場所で盗み（あるいは我々はそのような強盗を犯し、あるいはそのようなことを行ない）、そしてお前はそれらのうちお前の分け前として幾らかを受け取ったからだ。それ故、神よ私にお力を与え給え⁽²⁹⁾」。

これらの手続が方式通り滞りなく遂行されると、実際に決闘⁽³⁰⁾が始まる。決闘を行なう者どもは、革の衣服を身に付け、角あるいは鉄が先に付いた棍棒と盾で武装した。時には、彼らの拳と歯も武器になった。最後の共犯者告発人の決闘と言われている一四五六年の決闘の説明によれば、両者の棍棒は、長さ三フィート（約九一センチメートル）で

あり、樹皮の付いた生のとねりこの木の枝であり、その先端には雄羊の角のように作られた先の尖った鉄が付けられていた。そして、頭、顔、両手、両足、その他身体全体を白い羊の革で包んだと言われている。⁽³¹⁾ 共犯者告発人の武器や衣類は全て国王によって用意された。

なお、理由は明らかでないが、共犯者告発人の「頭は剃られた」。一三八四年の史料によれば、「そこで、上述の姦夫と姦婦は、私訴人のように、頭を剃られるべし」⁽³²⁾とあり、一四二二年の史料によれば、「しかし、彼〔土地訴訟における代理の決闘士〕の頭は、共犯者告発人ないし私訴人の頭がそうされるように剃られはしなかった」(‘*mez son tete ne fuit mye rase secome le tete dun prouour ou appellow.*’)⁽³³⁾

「頭が剃られる」ということは、頭を全部剃ってつるつるにしてしまうことなのか、あるいは髪を短く刈って剃り上げる程度であったのかは明らかでない。しかし、例えばヘンリー三世治世(一二一六―一二七二年)に描かれた共犯者告発における決闘による証明の場面の絵を見ると、⁽³⁴⁾決闘を行なっている共犯者告発人も被私訴人も同じように、耳の上端から上五センチメートル位まで髪を剃り上げているのが分かる。中世の修道士が時折そうしているように、頭为天辺が剃られていたかどうかは判別できない。いずれにしても、頭髪に一定の処置が施されていたことは確かである。このことは何を意味するのであろうか。上に引用した姦夫と姦婦の事例では、おそらく刑罰としてそれがなされていたのであろう。

我が国の御成敗式目第三四条には「辻女捕」の風習を禁ずる条文の中に剃髪刑が登場するし、また、中国古代においても、頭を剃る刑が勞役刑と併科されて盛んに行なわれたとい⁽³⁵⁾う。勝俣鎮夫教授は、これらの刑が予防主義的見地から行なわれたという事実を認めつつも、それらが、受刑者を一般の人々と異なる不吉な容姿に変えてしまう刑、いわゆる「異形」の者にしてしまう不気味な刑であったとされている。

我々の共犯者告発人の場合は、必ずしも刑罰として「頭を剃られている」わけではないのであるが、決闘という、発生史上神判 (ordeal) としての内実を本来有した儀礼的証明方法において、共犯者告発人が社会における普通の人とは異なった、言わば聖なる局面に立たされた存在として、象徴的な容姿を義務付けられたのではないかと思われる。

上述した共犯者告発人の宣誓方式から分かるように、彼は神の助力を懇願しなければならなかったからだ。この意味では、同じく、宣誓において神に助力を懇願する被私訴人もまた、「頭を剃られ」ねばならなかった筈である。このことを示す一例として、上述の絵では、両者共に同様の髪型をしているのである。

(11) 決闘は、一方が殺されるか、あるいは「参った」と叫ぶよう強いられるまで続けられる。そして、被私訴人が「参った」と言う場合、同時に彼は自分が臆病者であり、共謀者であり窃盗犯 (強盗犯ないし殺人犯など) であると自白しなければならなかった。こうして共犯者告発人が第一番目の被私訴人を打ち負かすと、その同じ日に彼は別の被私訴人に対して決闘を申し出なければならぬ。そしてその決闘のために別の日が指定される。同じことが幾人かの被私訴人に対して、順次行なわれる。

これら全ての決闘で勝利した共犯者告発人は、全ての共犯者の有罪を立証したことになり、国王への約束を果たしたのであり、その結果、国王からの約束通り、生命と身体の安全を保証されることになる。ただし彼は、たとえ保証人を提出しても王国に留まることはできない。彼は、彼の残りの生涯を監獄で過ごすか、国外へ追放されねばならない。すなわち、永久国外退去の宣誓 (abjuration) を行なわねばならなかったのである。⁽³⁶⁾

永久国外退去の宣誓とは、コモン・ロー上、避難所としての聖域 (sanctuary) に逃避してコローナに対して自分の罪を認めた犯人が行なう、永久に国外に退去する宣誓を意味した。一三世紀において、聖別された全ての教会は聖

域であり、犯人がそこに避難すると誰も彼をそこから引き出すことができなかつた。しかし、その聖域を包囲し、彼の逃亡を阻止し、コロナーを呼びにやることとその近隣の四つの村の義務であつた。コロナーはやって来て、避難した者と交渉したが、避難者の選択肢は、審理を受けるか永久国外退去の宣誓を行なうかであつた。もし後者を選べば、彼は巡礼の装いをして、指定された港に急いだ。そして彼は、二度と戻らないことを誓つた彼の宣誓に拘束されて、イングランドを去つて行つたのである。⁽³⁷⁾

敗北した被私訴人は、絞首刑に処せられた。なお、共犯者告発人が、彼の全ての被私訴人に対する決闘を成就する前に負けてしまつたり、病気や事故で死亡したならば、彼が私訴したが有罪立証できなかった他の被私訴人は、もし他に彼を訴えようと欲する者がいるならば、共犯者告発人の私訴によって提起された疑惑の故に、後の審理のために保証人を付けて留め置かれる。⁽³⁸⁾

(12) もし共犯者告発人が負けたならば、彼は絞首刑に処せられ、被私訴人は解放されねばならなかつた。かかる手続の経緯は、史料二の⑤に見ることができ。ただし、その私訴から生じた疑惑の故に、保証人を提供するという条件の下にある。すなわち、もともと彼が立派な人物で評判が良かったならば、将来彼に対して訴訟を起こす者が現われたら、それに応じることを保証する出獄引受人によって、彼は釈放された。もし彼が保証人を提出できなければ、彼に永久国外退去の宣誓をさせるか、あるいは彼を永久に監獄に留まらせることになる。

しかし、その被私訴人が他の何らかの理由で、例えば、事実審問によって悪評が高いとされたとか、以前に騎士や他の信頼できる人々によって正式起訴されたことがあるが故に、強い疑惑を持たれていた場合に、裁判官が彼を投獄すべしと決定したならばそうなる。おそらく彼は、次に巡回裁判官が来て審理を行なうまで待つことになる。それまでの間、一定の条件の下に保証人を付けて釈放されることもあつた。⁽³⁹⁾

註

- (1) 田中英夫編『英米法辞典』(東大出版会、一九九一年)における、'approvalment'の項では、「共犯者による自白と告発」という訳語が付けられているが、その解説では、「共犯者が誰であるかを自身の自白とともに告白し、かつそのように行動することによって……」とされるのみで、「告発」の概念は欠落している。また、その、'approver'の項では、「共犯者証人」という訳語が付けられ、「自己の罪を認めるとともに、共犯者を有罪にする証拠を提供し……」とされており、やはり「告発」という積極的な行動への言及がなされていない。末尾で、「共犯者を有罪にすることに失敗したときは、その者が直ちに処刑された」と述べられているが、approverが共犯者を告発する者であることは、指摘されていない。専門用語の概念は、ヨリ一層正確に解説されるよう希望する。
- (2) 後述のように、現行犯逮捕された者も共犯者告発人に成り得た。正式起訴の制度の成立以後のかかる事例として、史料六・七参照。
- (3) 青山吉信編『世界歴史大系 イギリス史I—先史と中世—』山川出版社、一九九一年、二四五―二四六頁参照。
- (4) Pipe Rolls, 31 Henry I, ed. Hunter (Record Comm.), p. 1, cited by Hamil, op. cit., p. 238.
- (5) 青山編、前掲書、二四六―二四七頁。フレデリック・W・メイトランド、小山貞夫訳『イングリッシュ憲法史』創文社、一九八一年、一四七―一七一頁。ヨリ詳しくは、See Pollock & Maitland, op. cit., II, p. 641 et seqq.
- (6) メイトランド、前掲書、三〇一―三〇五頁。
- (7) Bracton, (op. cit.), f. 152, p. 430.
- (8) Bracton's Note Book, ed. by Maitland, III, no. 1159, cited by Hamil, op. cit., p. 240.
- (9) Fleta, (op. cit.), p. 93.
- (10) Hamil, op. cit., p. 239.
- (11) メイトランド、前掲書、六一頁。
- (12) Bracton, (op. cit.), ff. 152-152b, p. 430.
- (13) Fleta, (op. cit.), p. 93.
- (14) Pollock & Maitland, op. cit., II, p. 516.
- (15) Hamil, op. cit., pp. 254-255.

- (16) *Fleta*, (*op. cit.*), p. 93.
- (17) *Bracton*, (*op. cit.*), f.152b, p. 430.
- (18) *Bracton*, (*op. cit.*), f.152b, pp. 430-431.
- (19) See Hamil, *op. cit.*, p. 241.
- (20) 後述述べるようにこの点が実は、シェリフの悪行を生み出す温床となった。
- (21) Hamil, *op. cit.*, pp. 240-241.
- (22) *Bracton*, (*op. cit.*), ff. 152b-153, p. 431. And see *Fleta* (*op. cit.*), p. 93.
- (23) *Bracton*, (*op. cit.*), f. 153, pp. 431-432. And see *Fleta* (*op. cit.*), p. 94.
- (24) *Bracton*, (*op. cit.*), f. 153b, p. 433.
- (25) 自分を保証する領主がおらず、十人組にも属していないことがいかに不利であるかについての具体的事例として、史料六参照。
- (26) Pollock & Maitland, *op. cit.*, II, pp. 618-619.
- (27) See Hamil, *op. cit.*, p. 243.
- (28) *Bracton*, (*op. cit.*), f. 153, p. 432.
- (29) *Ibid.*
- (30) 決闘については、「決闘裁判」が欧米型当事者主義の原風景をなしており、「裁判とは国事ではなく、まず何よりも個人の権利・義務をその個人の責任において公平に確定する場である」という根本精神において、「決闘裁判」と欧米型当事者主義が類似しているという立場から「決闘裁判」を検討されている山内進「中世ヨーロッパの決闘裁判—当事者主義の原風景—」『一橋論叢』一〇五巻一号、一九九一年、六二—八二頁参照。ここでは、騎士の時代には、決闘は一種の神判であった、神は正しき側を勝利させると考えられていたこと、また、中世においては騎士のみならず、市民も農民も、今日よりもはるかに頻繁に武器を取ったことなど、興味深い指摘がなされている。
- 一〇六六年の「ノルマン征服」によって「決闘裁判」が大陸から導入されたイングランドの決闘については、直江真一「中世イングランドの決闘審判について」、片野達朗編『総合研究 中世の文化』角川書店、一九八八年、一八九—二〇六頁参照。なお、それへの筆者による書評(『法制史研究 三九』創文社、一九九〇年、三六六—三六八頁)も参照。

- (31) Hamilt, op. cit., p. 245.
- (32) *Liber Albus* (Rolls Ser.) p. 460, trans. by H. T. Riley, London, 1861, p. 396, record in Rich. II.
- (33) *Year Book*, 1 Henry VI, (Pub. of Selden Society, vol. 50.), p. 97.
- (34) *Select Pleas of the Crown*, vol. I, ed. by F. W. Maitland, London, 1888 (Pub. of Selden Society, vol. 1.) の口終參照。And see *ibid.*, pp. XXIX-XXX.
- (35) 勝侯鎮夫「ミットロキリ」ハナラント」網野善彦他『中世の罪と罰』東大出版会、一九八三年、二七〇四二頁。
- (36) *Bracton*, (op. cit.), f. 153, p. 432.
- (37) Pollock & Maitland, *op. cit.*, II, p. 590.
- (38) *Bracton*, (op. cit.), f. 153b, p. 433.
- (39) *Bracton*, (op. cit.), f. 153, pp. 432-433. *Fleta* (op. cit.), p. 94.

三 共犯者告発人の動機と王権の利害

(1) 共犯者告発人が告発を行なう動機は、第一に、上述のように、目指す共犯者の有罪立証を成就した暁には、絞首刑や身体切断刑を免れ得たということであろう。

第二に、共犯者告発人は国王から給料を受け取ったということがある。この点で、施しに頼らなければならなかった不幸な囚人よりも、はるかに恵まれていたことになる。一二世紀末における共犯者告発人の給料は、一日につき一ペニーであった。⁽¹⁾

第三に、共犯者告発によって、自分の嫌疑に関する訴訟を遅延させることができたということがある。被私訴人は共犯者告発人が留置されている場所に連れて来られねばならなかったし、このことは訴訟手続の遅延を意味したの

だ。その間に共犯者告発人は、後に聖職者の特権 (benefit of clergy)⁽²⁾ を主張するために、ラテン語の読みの練習をできたかも知れない。また、逃亡し、聖域としての教会に逃げ込み、永久国外退去の宣誓をすることも有り得た。我は、かかる事実に関する報告を、一三世紀末葉期についてかなり頻繁に聞くことができる。さらに、一三二五年におけるロンドンのコロナーの記録の中に、次のような事実を見ることができよう。

ロンドンのニューゲイト監獄の六名の共犯者告発人が、他の囚人たちと共に、西側の壁の穴から脱獄した。一人を除いて全ての共犯者告発人は看守たちによって連れ戻された。逃げさせた一人は、教会に逃げ込み、コロナーに自分の罪を自白し、そして永久国外退去の宣誓を行なった。残り五名のうち四名の共犯者告発人は、彼の逃亡を助けたのであるが、彼ら自身は逃げ切れなかったという。⁽³⁾

(2) 次に、共犯者告発人ではなく王権の側から事態を見てみよう。一一六六年に正式起訴の制度が登場する以前には、私訴ないし現行犯逮捕が、犯罪の摘発の通常的手段であった。それらによってだけでは全ての叛逆罪・重罪を摘発できないということが、王権による共犯者告発の制度化の動機と思われる。それは、今のところ史料的な裏付けができず、推測の域を出ないが、それ以前の社会に既に存在した共同体内部での、慣習としての犯罪の摘発方法の合理化に由来するものと考えられる。

共犯者集団内部からの内部告発という古来の共犯者告発の慣習が、コモン・ロー形成の過程で、王権による一定の合理化を経て、国王国家の制度となる。それは、共犯者告発の慣習の、国王による独占と言っても良からう。対象としての犯罪は、叛逆罪と重罪に絞られ、共犯者告発人は国王によって扶養され、証明方法としての決闘に際しては国王の費用で武装され、共犯者告発人として在監中には一日一ペニーの給料を支払われ、言わば「国王の司法役人」としての役割を果たした。そして、職務としての共犯者告発が成功すれば、彼は絞首刑と身体切断刑を免れ、永久国外

退去の宣誓を行なうことができたのである。王国の平和と秩序の維持にとって、この制度化は有効性を持ち得たであろう。

一一六六年の正式起訴の制度の登場以後にも、共犯者告発の制度は機能し続けるが、それは、この制度が、一般的な私訴や、共同体の代表者たちによる告発制度を基盤にした正式起訴でカバーできない犯罪摘発を、実行し得るものであったことを示している。共犯者告発人が、他に適当な告発者がいない時に私訴するために国王によって雇用された告発者であったのではないか、と思わせるような当時の記録から、王国にとって犯罪の摘発が焦眉の課題であったことを窺わせる。また、重罪私訴で破れた被告は、絞首刑または身体切断刑に処されただけでなく、保有地は主君の手に、動産は国王の手に帰したのであり、没収物の国王への帰属という問題も見逃すことはできない。

シェリフに代表される地方財政担当官によって徴収・支出され、毎年財務府の会計監査を受けた国王収入の一年分の会計報告の記録集である王室の財政記録、すなわちパイプ・ロウル(Pipe Roll)は、一一五六年から一八三三年の廃止まで殆ど断絶なく残っているが、その中に次のような記録が記されている。

共犯者告発人エヴェラードは、外国人の武術の指南番に武器使用の訓練を受け、一一七〇年に、三つの巡回裁判所に回送された。⁽⁵⁾ また、共犯者告発人ロバート・ペレグリンとハーヴィという男は、一一七七年に国王によって雇用された指南番に武器の使用の指導を受けた。⁽⁶⁾ その際の指南番の給料は一日三ペンスであり、共犯者告発人の日給の三倍であった。一一七九年に、共犯者告発人ウィリアムは、雇用された指南番に訓練された。⁽⁷⁾ 一一八一年に、八名の共犯者告発人が、国王の令状によって、武装させられ、拳闘士の指導を受けた。⁽⁸⁾

パイプ・ロウルの中には、共犯者告発人とその指導にあたった指南番への給与の支払い額や、共犯者告発人の決闘のための武装費用が記されており、そこから同一の共犯者告発人が繰り返し私訴を行なったことも分かる。これらの

ことを考え合わせると、王権は、被私訴人たちの有罪を共犯者告発人が証明しやすいように、武術の指南番を雇ったり、諸々の援助を行なっているものであり、それはやはり、王権が共犯者告発人を自らの利害に適うように、それもしばしば繰り返して用いたことを意味するのである。

一二世紀後半のヘンリー二世時代のパイプ・ロウルでは、二年から四年に亘って支払いを受けている共犯者告発人が頻繁に登場する⁽⁹⁾。彼らは、時々当該州の被私訴人を私訴するために、州から州へと移送されねばならず、したがって、様々の州で支払いを受けるのであるが、被私訴人がなかなか逮捕されなければ、その逮捕まで時には長期間待たなければならなかったであろう。その期間、共犯者告発人たちは武術の指南番から訓練を受けたのである。この間の詳細な経緯の認識は推測に頼らざるを得ないが、共犯者告発人たちはそれをおそらくは望んだであろうし、また王権にとっても彼らの訓練は自らの損失に繋がる筈はなかった。将来の決闘で共犯者告発人が勝てば、被私訴人は絞首刑にされるし、共犯者告発人は国外に追放することができたからだ。

しかし、ここに大きな問題が生じる。被私訴人が事実上潔白であった場合である。王権が、最初から共犯者告発人の側に肩入れしてしまっているように見えるからだ。実は、決闘がそれ自体、神に向けての儀礼を経て公平に執り行なわれていたにしても、それが証明方法として当時の人々にとってさえ、どれほど合理的で有り得たかが問題である。それが一二世紀前半以降、自治都市民の証明方法として有効性を持たず嫌悪されたことから、それに対する不信の程度が理解される⁽¹⁰⁾。

当時の裁判官は、当然かかる状況を把握していたであろうし、それ故考えられることは、前述のように、被私訴人に対する有罪の推定率がかなり高かったのではないかということである。このことは、たとえ被私訴人が決闘に勝利しても、私訴によって受けた疑惑のために無条件には解放されなかったことから分かる。

共犯者告発人に私訴を許可するか否かの裁量権は国王の裁判官にあったが、その裁判官が最初に共犯者告発人の告発を正式に聞き、その告発が道理に適っているものであれば、国王に共犯者告発令状を請求するわけであるが、この過程において、その裁判官たちは、地方住民の意見に基づき事実審問を行なうなどして、かなり厳密にその告発人を取り調べ、その私訴の信憑性を明らかにするよう努力したように思われる。そして、その私訴が正しいと判断した時にのみ、国王に共犯者告発令状を請求したのではなからうか。その私訴が偽りと判断されれば、それが認められないだけではなく、その周辺に存在する悪事も暴かれることになる。以下では、この点について検討する。

註

- (1) Hamil, op. cit., p. 247.
- (2) 聖職者の特権とは、聖職者であるが故に、「一定の犯罪」について世俗の裁判所における刑事手続の対象から外されることであるが、死刑を科し得る犯罪を犯した者は「一定の犯罪」の嫌疑を前面に出して、死刑を科すことのない教会裁判所の審理を希望し、死刑を免れることができた。後に「聖職者」の限定が曖昧になり、聖書の詩編第五一編第一節 '*Misere mei Deus secundum magnam misericordiam tuam, et secundum multitudinem miserationum tuarum dele iniquitatem meam.*' (「あゝ神よねがはくはんじの仁慈によりて我をあはれみ、なんじの憐憫のおほきによりてわがもろもろの愆をけしたまへ。」)をラテン語で読み上げることができるか否かで「聖職者」であることが判定されるようになり、この特権は濫用されるようになった。
- (3) Hamil, op. cit., p. 254.
- (4) 青山編『前掲書』二四六頁。
- (5) Pipe Rolls, 16 Henry II, p. 34, cited by Hamil, op. cit., p. 247.
- (6) Pipe Rolls, 23 Henry II, pp. 144, 198, cited by Hamil, op. cit., p. 247.
- (7) Pipe Rolls, 25 Henry II, p. 26, cited by Hamil, op. cit., p. 247.
- (8) Pipe Rolls, 27 Henry II, p. 153, cited by Hamil, op. cit., p. 247.

(9) Hamil, op. cit., p. 248.

(10) 加藤哲実『法の社会史——習俗と法の研究序説——』三嶺書房、一九九一年、二〇三頁。

四 共犯者告発の濫用

(1) 先ず、共犯者告発人自身が、自己の利害のために共犯者告発の制度を濫用する場合が有り得る。上述のごとく、彼は、共犯者告発の成就によって絞首刑や身体切断刑を免れることができたし、給料を受け取り、また訴訟を遅延させることができたからである。この場合、裁判官による告発人の検査によって、偽りの私訴が、一定程度は阻止し得たであろう。

また、たとえばかかる段階で阻止できなかった場合にも、その後の手続の過程で、例えば史料三・六から見えるように、共犯者告発人が、おそらくは決闘への恐怖から、あるいは良心の呵責から私訴を撤回したり、実際に面会した時に、被私訴人を識別できなかったりした場合には、彼は絞首刑に処せられたのであり、こうして偽りの共犯者告発は阻止され得た。

(2) シェリフや看守が、無実の人々から財物を強要するために、その人々を頻繁に彼ら共犯者告発人に私訴させたことが諸々の史料から窺われる。マシユ・パリヌ (Matthew Paris, 一二五九年没) は、ノーサンプトン州のシェリフ、ウィリアム・ド・リスルについて次のように述べている。

或る日彼は、見事な、そして太った牛が放牧されている立派な牧場を見て、それをどうしても欲しくなった。彼は家畜の番人に近付き、その土地と家畜は、彼がずっと憎んできた金持ちの男の物であることを知って、その従者を捕

え、監獄に入れ、拷問をした。そして彼は、その従者が盗人で、その家畜を盗んだことを自白するよう強要した。シェリフは次に、その従者が共犯者告発人になって彼の主人を教唆と匿いの廉で私訴しないならば、絞首刑にするぞと脅した。その従者は恐怖におのいて自白し、私訴を行なった。そして、ひどい病氣だったその主人は、彼の病氣が回復するまでの間安樂のままにしてもらうために莫大な賄賂をシェリフに与えねばならなかった。国王の裁判官たちが到着した時、シェリフは、自白と私訴をさせるためにその従者を彼らの前に連れて来た。しかし、その従者は、自分がどのように拷問されたかを告げ、彼と彼の主人の潔白を断言した。自分の敵の死を齎らし、その結果彼の財産をせしめようと考えていたシェリフは、今や自分が、彼の財物強要の対象であった多くの人々によって告発されていることを知った。国王は最後に、この件に関してその州で審問をすべく命ずる特別の任命書を送った。かかるシェリフの名うての犯罪は告発され、彼は絞首刑に処せられた。⁽¹⁾

一二七四〜一二七五年のハンドレッド・ロウルズ (Hundred Rolls)⁽²⁾の中には、この種の数多くの告発が含まれている。⁽³⁾囚人たちは、しばしばシェリフ、彼のベイリフや看守によって拷問され、共犯者告発人になり、無実の人々を私訴した。その無実の人々は、実にひどい土牢に投獄され、悪し様に扱われ、解放されるために保釈金として大金を支払わねばならなかった。シェリフがかかる悪行を行なうことができたのは、シェリフは、大法官府からの令状を待つことなしに、被疑者を保釈金で解放するか否かの自由裁量権を与えられていたからである。

共犯者告発人たちは、シェリフの下役によって探し出された金持ちの人々を私訴するのに用いるために、何年間も獄に繋がれることも有り得た。多くの地方住民が、彼らによって脅かされたかも知れない。また、極めて理不尽なことであるが、財物強要者の目的が、私訴を取り下げるためあるいは裁判官が来るまで被疑者を保釈するために財物を取り立てることだったのだから、共犯者告発人の存在自体はもはや問題ではなく、私訴が行なわれることの恐怖をち

らつかせて、拷問や土牢を回避するために金銭を支払うよう脅すだけで十分であった。⁽⁴⁾

一二七四年の審問条項 (*Articuli ad Inquirendum*) の第二六条では、次のように記されている。

「監獄に共犯者告発人を投じ、利益を得るために正直で無実の人々を彼らに私訴させ、そして時には、有罪の者どもを私訴することを妨げた者どもに関して」⁽⁵⁾。

この審問条項に依えて、諸々の訴えがハンドレッドの陪審によってなされた。その実例の幾つかを以下に挙げる。

デヴォンシャのロジャ・ド・プリディオスというシェリフは、ジョン・ル・ブラックという名の共犯者告発人を留置していた。そのシェリフは、幾人かの人々を私訴するために彼を用いたが、私訴されたそれらの人々は、解放してもらうために大金を支払うまで手足を縛られて、土牢に投げ込まれていた。リンカンシャのシェリフの下役は、或る人が、要求された金銭を支払うことを拒否した時に、死ぬまで拷問した。同州のもう一人の被私訴人は、シェリフ代理に一二マルクを支払うよう強いられたが、彼が共犯者告発人の前に連れ出された時、その共犯者告発人は彼を識別できなかった。シェリフ代理は、共犯者告発人に偽りの私訴をさせていたのである。ヨークシャのシェリフやベイリフに対するこの種の財物強要に関する訴えは特に多い。或るシェリフは、一三名の正直な人々から四〇シリングを強要し、ヨーク城の看守は、様々の人々を共犯者告発人によって私訴させるぞと脅して、それ以上の金銭を奪った。

最もひどい例はノーサンバーランドのものである。かなり裕福であったに違いないヒュウゴ・カーニフェクスは、共犯者告発人によって二度に亘って偽りの私訴を受けた際に、解放してもらおうための担保として、シェリフのウィチヤード・ド・チョランによって各々五ポンドの支払いを強いられた。次のシェリフ、ロバート・ハンプトンは、ヒュウゴが共犯者告発人のジョン・ド・マトフェンによって私訴されると述べ、彼に一〇ポンドを支払わせた。その後、このシェリフは、ガルフリドス・ド・バートンという共犯者告発人が彼を私訴したと述べ、未決監釈放巡回裁判

官が来るまで釈放してもらおうためのハマルクの支払いを彼に強いた。その裁判官たちが到来したとき、その共犯者告発人は、彼がヒュウゴを私訴したことを否認した。結局、これらのシェリフたちは、無実の人々を私訴させるために共犯者告発人たちを留置した廉で告発された。⁽⁶⁾

ハンドレッド・ロウルズにはかかる告訴が数多く記されているが、かような事態に対していかなる対応がなされたのであろうか。一三世紀末から一四世紀初めに書かれたと思われる書物『裁判官の手本』(The Mirror of Justices)には次のように書かれている。

「重罪の故に私権を剝奪された者どもを共犯者告発人にし、彼らに、適法な人々を私訴させることは「共犯者告発の」濫用である」。

「コロナー以外の誰かが、共犯者告発人の私訴を受理したり、誰かが二回以上彼に私訴させたり、強制して私訴を行なわせたり、敵意を抱く者どもの教唆で私訴させたり、あるいは他の悪しき仕方では彼らに私訴を行なわせることは「共犯者告発の」濫用である」。⁽⁷⁾

ここでは、適法な人 (lawful man)、すなわち法を犯したのではない人を、不正に私訴するよう共犯者告発人に強制してはならないこと、共犯者告発人が二回ないしそれ以上私訴を行なってはならないことなどが、わざわざ述べられている。このことは、この時代に不正とされたかかゝる事態が、社会に蔓延していたことを示しているに違いない。

エドワード二世治世五年(一三一一年)の制定法の第三四条において、共犯者告発人が私訴できる期間は、彼らが共犯者告発人になった後三日間に限られた。これによって、シェリフが望んだ時いつでも正直者を私訴できるようになり、共犯者告発人を留め置くことが阻止された。また、令名の被私訴人たちは、次の未決監釈放巡回裁判官が来るまで、支払いなしに条件付釈放令状 (mainprize) で釈放された。

かかる処置はその制定法によれば、次のごとき理由による。すなわち、「多くの囚人が共犯者告発人になったのは、彼らの生命を救うためであり、シェリフや看守が引き起こした様々の圧迫や苦しみによってであり、またシェリフたちは、彼らに地方の最も金持ちの人々や令名の人々を告発させ、その人々をひどい監獄に入れることになったのであり、またシェリフたちは忌まわしい身の代金を取ったのであり、そこから国王が何らかの利益を得ることはなかったのである⁽⁸⁾」、と。

エドワード三世治世一年（一三二六—一三二七年）の制定法の第七条は、かかる悪事を行なった犯罪者を吟味し、罰するための規定を持っている。王座裁判所、民訴裁判所、巡回裁判所、未決監釈放巡回裁判所の裁判官たちは、令状によってではなく、この制定法によって、「次のようなシェリフ、看守に関して審問を行なうべし。すなわち、囚人を痛め付け、かかる邪悪な手段によって無理矢理に彼らを共犯者告発人にさせ、投獄の恐怖をねたに身の代金を取る⁽⁹⁾として無実の人々を私訴するように仕向けたシェリフたちに関してである」。

この時期以前には、濫用に関する告発が出た時にはいつでも、審問の特別令状が、その告発を吟味するために発布されねばならなかった。例えば、一二九三年に、ノーサンプトンの監獄の未決監釈放巡回裁判所の裁判官は、共犯者告発人が誰かに唆されて、或る人を私訴したかどうかを調べるべく、令状によって命じられた。一三一七年には、同様の告発に関する審問を行なうために、刑事巡回裁判官任命書 (Commission of Oyer and Terminer) が発布された。

エドワード三世治世一四年（一三四〇年）の制定法の第一〇条は、監獄の看守の不正と、国王の裁判官がそれを審理すべきことを規定している。すなわち、「監獄の看守ないし下役が、投獄の脅迫によって、そして苦痛を与えることによって、彼の獄房にいた囚人に、その囚人の意思に反して共犯者告発人にならせ、その看守がこれに関して有罪と

されたならば、彼は絞首刑や身体切断刑の判決を受けるべし。そして、かかる事件を担当した国王の裁判官は、それらに関する事実を吟味すべし。そして、もし、看守ないし下役が同様のことをしたことが、それに関して職務についての審問によって発見されたならば、彼は告発されるべし。そしてもし、彼が有罪とされたならば、彼は上述のごとく、絞首刑や身体切断刑の判決を受けるべし⁽¹⁰⁾」。

以上は、シェリフや看守などの役人が、自己の利益追求のために、共犯者告発の制度を濫用した場合である。その際、シェリフは、保釈金によって被私訴人たちを保釈する権能を、自由裁量権として持っていたのであるが、まさにこの点こそが、シェリフたちに共犯者告発の制度の濫用を許してしまう制度上の落とし穴であった。

註

- (1) Matthew Paris, *Chro. Maj.*, v, pp. 577-579, cited by Hamil, *op. cit.*, p. 249. Helen M. Cam, *The Hundred and the Hundred Rolls*, London, 1930, p. 71.
- (2) 一二七四年にエドワード一世は、大土地保有者たちがいかなる権限によって民事・刑事の国王の裁判権 (*jura regalia*) を行使していたかを審問するための委員たちを送り出した。これらの審問結果の体現されたものが、ハンズレッド・ロウルズである。
- (3) Cam, *op. cit.*, pp. 70-72.
- (4) Hamil, *op. cit.*, p. 249.
- (5) Cam, *op. cit.*, p. 252.
- (6) Hamil, *op. cit.*, p. 250. Cam, *op. cit.*, pp. 71-72.
- (7) *The Mirror of Justices*, ed. by W. J. Whittaker, London, 1895 (Pub. of Selden Society, vol. 7.), p. 157.
- (8) *The Statutes of the Realm*, vol. I, London, 1810 (reprinted, 1963), pp. 165-166.
- (9) *Ibid.*, pp. 253-254.
- (10) *Ibid.*, p. 284.

五 共犯者告発から国王の証拠へ

以上、英米法における「共犯者の自白」の発生論として、共犯者告発の制度について、証明方法としての決闘を含めてその手続を中心に叙述し、さらに、共犯者告発人自身の動機と、王権がこの制度を導入した経緯と、その後生じた問題、すなわち、共犯者告発人による制度濫用やシェリフらによる制度濫用の問題に、王権がどう対処したかなどについて、不十分ながら検討を加えてきた。

王国の制度としての共犯者告発は、ヘンリー一世（治世一一〇〇～一一三五年）の時代に既に存在し、ヘンリー二世（治世一一五四～一一八九年）の時代の初期に確立している。多くの共犯者告発人は、一事件についての一連の共犯者たちの私訴に関わっただけであろうと思われるのであるが、この時期から二年間ないし四年間に亘って、「国王の司法役人」として雇用された共犯者告発人もかなりの数存在したようである。そして、このことが、仮釈放に関する自由裁量権がシェリフに与えられていたことと共に、シェリフや看守などの下役による共犯者告発の制度の濫用という不正を招く原因の一つになった。したがって、かかる濫用は、一三世紀初めから一四世紀の中葉に至るまで頻発し、それに対して王権は令状発行方法の改善や、度々の立法に基づいた国王裁判官の活動によって、対応しなければならなかったのである。

レルカステンの調査⁽¹⁾によれば、一三〇七年から一三三〇年の間に、一三二〇名の共犯者告発人が存在したが、そのうち私訴を貫徹した者が一八六名、そして何らかの理由で私訴を撤回したものが四八二名であった。残る六四二名については、どのような経緯を辿ったか不明である。この私訴撤回者の数は、やはりシェリフらによる不正と関係があ

ったと読むべきであろう。

その後、この制度は次第に廃れてゆくのであるが、ハミルの調査によれば、最後に決闘による証明が行なわれた共犯者告発の事件は、一四五六年のものである。そして、最後に陪審によって審理された共犯者告発の事件は、一四七〇年のものであった。⁽²⁾

共犯者告発の制度に代わるものとしてこの時期に登場するのが、国王の証拠 (King's evidence, Queen's evidence) の制度である。それは、国王による恩赦の授与の拡大に伴って発達した。この制度は、当然のことながら、共犯者告発の制度の下地が存在したからこそ発展することになるわけであるが、その発展の原因は、一つには共犯者告発における原則的証明方法としての決闘自体が、一二一五年の第四回ラテラノ公会議によって、決闘にキリスト教的な儀式を用いることが禁じられたことを起点として、その後、事実上用いられることが少なくなり、共犯者告発の制度が衰退したことであった。国王の証拠の制度の発展のもう一つの原因は、そしてこちらの方がより重要なのであるが、恩赦を巡る国王の政策であった。恩赦を得ようとする共犯者は、かつてのように他の犯人を、自分の生命・身体を賭けて告訴する必要はなく、彼を有罪にできるような証言を行なうだけで、その恩赦を得ることができるようになったのである。

初期コモン・ローは、故意の謀殺と偶発事故による殺害とを区別せず、他人を殺害した者は、たとえ責任が無くとも、重罪人とされた。かかる矛盾を解消するためには、国王の慈悲による恩赦の制度が必要とされた。しかし、恩赦は、多くの場合に不適切な理由で授与されている。例えば、裁判官に影響力を持つ誰かの斡旋で、恩赦を得ることができたというようである。かかる事態を受けて、一三二八年に議會は、恩赦があまりに自由に与えられてきたと訴え、将来は正当防衛ないしは不運な出来事によって他人を殺害した場合に限って、恩赦が授与されるべきである、と

立法した⁽³⁾。

しかし、実際にはその後も、とりわけ百年戦争（一三三七～一四五三年）の戦時中に、自分たち自身の費用で、一年間国王の軍隊に奉仕する人々には恩赦が授与されるといった政策が取られ続けたのである。かかる政治的な便宜主義の一環の中に、国王の証拠と恩赦の関係を位置付けることができる。正式起訴された重罪人は、時代遅れになった共犯者告発手続を求める代わりに、彼らの共犯者の不利となる証言を行ない、自らを国王の慈悲に委ねたのだ。もしもその証言が、裁判官によって当該刑事事件に不可欠と判断されれば、それは採用された。こうして国王の証拠となった重罪人は、決して恩赦を法的な権利として請求できたわけではないけれども、彼は、ほぼ確実に、慣行的に恩赦を授与されたのであった。

時代は降るが、高名な裁判官、マンスフィールド卿（一七〇五～一七九三年）は、「共犯者たちが真実に関する完全で公正な自白をし、国王のための証拠として認められ、その証拠が犯罪者を有罪にするために用いられるところは、国王の証拠は一つの慣行であった。彼らは、権利として恩赦を与えられはしなかったが、しかし彼らへの告訴は中止されるのが慣行であり、彼らは国王の慈悲への推挙への正当な権利を持つのである⁽⁴⁾」と述べている。

マンスフィールド卿はまた、共犯者によって提出された証拠に関して、判決文の中で、「それには明らかに証拠能力があるのだけれども、彼ら共犯者の証言だけでは、陪審が〔被疑者を〕有罪にするのには、単独では殆ど十分ではないのだ」⁽⁵⁾（「Though clearly competent, their single testimony is seldom alone sufficient for a jury to convict upon.」）と述べており、現代の「共犯者の自白」における証拠能力と証明力に直結する問題に対して、明確な見解を出していたのである。

しかし我々はここで結論を急いではならないであろう。本稿の序でも触れたように、イギリスでは一八世紀末に、

「共犯者の自白」の証明力に対しては疑念が生じていたのであり、それには中世末以来の沿革的な理由があったのである。かかる沿革を認識するためには、一五世紀末以降の国王の証拠の法理それ自体の発展について、制度史的な検討がなされねばならないのであり、それは、稿を改めて研究し、報告することにした。

註

- (1) Rörkasten, op. cit., pp. 15-17.
- (2) Hamil, op. cit., pp. 256-257.
- (3) Statute of Northampton 1328, 2 Edw. III, c. 2. See Baker, op. cit., 3rd ed., p. 589.
- (4) Lord Mansfield, *English Reports*, 98, p. 1116, cited by Hamil, op. cit., p. 257.
- (5) R. v. Rudd, *Cowp.*, 331, cited by Blackstone, op. cit., p. 330.

六 史料抜粋

〔史料一〕 Pleas before the Justices of the Bench and Pleas before the King during the Reign of John.

Pleas of Trinity Term, A. D. 1212. York.

ハーバート・パディフォット(H)はロジャー・レルマン(R)を私訴する。すなわち、Rは、カウトンにて或る家に侵入した時に、Hと共にいた。そしてそこで彼らは、多くの物を盗んだ。そうしてRは、盗品の中から彼の分け前として一着のすみれ色の外套と一つの頭巾を取った。そしてRは、他の多くの窃盗の際にもHと共にいた。そしてHは、このことを彼の身体によって証明することを申し出た。

そしてRは、家宅への侵入、窃盗、「盗品の」受領、共謀を否認し、全てを一語一語否認した。そして彼は、自分

は適法かつ評判の良い者であると述べて、法廷での宣誓証言及び地方住民による事実審問のために一マルク〔「二三シリング四ペンス」を差し出した。そしてその郡の一二名の騎士たちがやって来て、言うには、彼らが十分に調査した結果、彼が適法な者であったということ以外にはいかなることも彼について聞かれはしなかった、⁽¹⁾と。

[史料I] Pleas before the Justices of the Bench in Henry the Third's Reign. Pleas of Hilary and

Easter Terms, A. D. 1220. Essex.

① ウィリアム・スモールウッド(W)は、以下のような嫌疑でウォルサムストウのヒュウ・ラージ(H)を私訴した。すなわち、Hは、Wが殺害したギーンズ村のボールドウィンの家令からWが盗んだ馬二頭と共にWを迎え入れた「匿った」廉によってである。Hはその二頭の馬を八日間彼の持ち部屋に置き、代償として六シリングを受け取った。またその宿屋の一人の女がその馬に水をやって六ペンスを受け取った。こうして馬は人目に晒されることがなかったのである。そして、Hはその馬が盗まれたものであることを知っていたのであり、それにも拘らず前述の仕方でもWを迎え入れたのである。Wは、彼の身体によってこのことを証明することを申し出た。

そしてHは、法廷が考えたところの彼にとって不利な事柄の全てを否認した。そして彼は、自分が適法な者と見做されるべく地方住民に身を委ねた。彼はウォルサムストウの村住民に委ねられた。そして彼らは彼が召喚された時に彼を提出することになろう。

② Wはまた匿いの廉でトランピントンのニコラス(N)を私訴した。すなわち、Nは自分の家に、Wが盗んだ二頭の馬、黒い馬とまだら灰色の馬を迎え入れた、と。そしてWは頻繁にNの家に来て彼の仲間たちと共に滞在したが、時々は八日間に亘り、時にはそれより多く、また時にはそれより少なかった。そしてNは、彼ら来訪者が悪しき輩であり、その馬が盗まれたものであることを知っていた。Nはチェスハントの村住民に委ねられた。彼に

ついでにの事実審問は未だ行なわれていない。

ウォルサムの守衛官たるロジャーは、私訴されていた司祭の息子たちを月曜日に提出することを引き受けた。

③ Wはまた、ロバート・ウッドコックとその息子ウィリアムを、匿い人として私訴した。しかし、そのロバートが言うには、彼らは彼らの家でWとその仲間たちによって犯された殺人について知らなかったのである。この目的のために召喚された陪審員たちは、被私訴人たちについて、良いところ以外に何も知ることはできないと述べた。そして彼らは、匿い人として私訴されたメイプルステッドのエイルマーとコルヴィルのウィリアムについても同様に述べた。したがって、シェリフをして彼らの「釈放の」ために担保を取らしめよ。

④ Wはまた、ウェアのヘンリーの息子ウィリアムを匿い人として私訴した。しかし、被告は年取っていて殆ど歩くことができなかった。その上、彼に対する訴因は虚偽であった。したがって、この事柄はさらに論議されねばならなかった。陪審員たちは、彼について何も知らないと述べた。したがって、彼を放免せよ。なぜなら、彼は年老いているからである。

⑤ Wはまた、司祭の息子たち、ジョン(J)とアダム(A)を、自分の仲間であったことと殺人の嫌疑で私訴する。すなわち、彼らは彼と共に、アルフレッド・ジャーナンの従者の一人を殺害し、ロバート・ウッドコックの家でその死体に熱湯をかけ、四〇ポンドの貨幣価値の彼の財産を奪ったというのである。彼らはまた、その同じ家でもう一人の男を殺害し、さらにもう一人をリトルとチェルムスフォードの間の場所で殺害した。Aはまた、Wと共にWの弟スモールウッドのマイケルの家に侵入し、そこから強奪した。Aはその強奪によって二分の一マルクの価値のリンネル製の頭巾の付いた青い外套を取った。そしてWは、このことを彼の身体によって証明することを申し出た。そして彼は、まず第一にAに対して試みた。

そしてJとAは、やって来て、それら全てについて一語一語否認し、自分たちを地方住民に委ねた。そしてシェリフは自分が事実審問を行なったことを述べ、そしてその事実審問によって、彼ら二人には悪評があると報告された。その州の適法な騎士たちも、同様のことを証言した。

そこで決闘審判の手續を進行させよ。先ず第一に、前述の人々の死について、そしてWの弟の家への侵入について、そして七シリングの価値のその外套についてWが私訴しているAに対してである。そしてAは、それらの全てを彼の身体によって否認することになる。

彼らは決闘を行なう。Aは、エリーのヒュウ、エリーのアダム、そしてウォルサムの守衛官たるロジャーの管理に委ねられる。彼らは火曜日に彼の身体を保証しなければならず、武装させて彼を出頭させなければならぬ。Jも同じ仕方と同じ人々に委ねられる。

Wは、打ち負かされ、絞首刑に処された。そしてAとJは、保証人のもとで放免された。すなわち、前述のエリーのヒュウ、エリーのアダム、そしてロジャーが彼らの保証人であり、彼らは州の裁判所でシェリフの面前に他の保証人を提出しなければならぬ⁽²⁾。

〔史料III〕 Pleas before the Justices of the Bench in Henry the Third's Reign. Pleas of Hilary and Easter Terms, A. D. 1220. London.

① ロンドンのシェリフたちと他の適法な人々によって、以下のことが証言された。すなわち、ロジャー・ウェイナー(R)は、毛皮製のケープ、外衣(サーコート)そしてタオルを持っているのを発見されたが、それらは、ファーク・ウォウダーの家で、先端にかぎの付いた長い棒で窓からかすめ取られたものであった、そして、Rは、これらの物は後に絞首刑に処せられることになる或る窃盗犯によって自分に預けられた物であることを自白した、と。その

後、彼は、それらを盗んだのは自分であることを自白し、共犯者告発人となった。その後彼は、彼の匿い人として彼が訴えた者どもの一人に対する私訴を撤回した。そしてその他の者どもも発見することはできなかった。したがって、彼を絞首刑に処すべし。

② ロビン・ソウパー(R・S)は、同じシェリフたちと他の人々の面前で次のように自白した。すなわち、自分はヒュー・リードの家で棒によって上述の仕方⁽²⁾で盗んだ寢床の上掛けを三ペンスと二分の一ペニーで上述のRに預けた、と。R・Sが国王のベイリフに反駁するのを聞くことはできなかった。それ故、彼を絞首刑に処すべし。その棒の先に付いていたような幾つかのかぎが彼のシャツの中から発見された。その後彼は共犯者告発人になって、全てを自白し、Rが私訴した者どもを私訴した。⁽³⁾

〔史料四〕 Pleas before the Justices of the Bench in Henry the Third's Reign. Pleas of Hilary and Easter Terms, A. D. 1220. Midd.

窃盗犯であることを自白したサフォークのギルバート(G)は、以下のことにつきヒアフォードのトマス(T)を私訴した。すなわち、TはGと共にレイゲイトの近くの森で或る人を殺害した、そして彼らは殺された男の懐に二〇ペンスを発見し、その内の半分をTが自分用に取った、と。そしてGは、Tに対してこのことを彼の身体によって証明することを申し出た。

そしてTは、それらの全てを一語一語否認し、法廷が命じるのであれば彼の身体によって証明すると述べた。したがって、彼には自己防衛させるための担保を、Gには彼の主張を証明させるための担保を提供させよ。彼らの両方にとっての担保は拘禁所への拘禁である。彼らをして木曜日に武装させて出頭させよ。⁽⁴⁾

〔史料五〕 Pleas before the Justices of the Bench in Henry the Third's Reign. Pleas of Hilary and

Easter Terms, A. D. 1220. Hertf.

窃盗犯であることを自白したドッキングのトマス(T)は、セント・アルバンスのリチャード・チャンプニー(R)を仲間であることと窃盗の廉で私訴した。すなわち、彼らは一緒に網模様のチュウニックを盗み、Rは自分の分け前としてそこから三シリングを取り、それでも彼はケープを購入した。また、RはTを彼の家に匿い、その窃盗と他の事柄を知っていたことである。そしてTは、このことを彼の身体によって証明することを申し出た。

そしてRは、仲間であること、窃盗、匿い、そしてその全てを一語一語否認し、彼の身体によってそれを証明すると述べた。そして彼は評判が悪かったので、彼らの間で決闘が行なわれるべしとされた。そして、Rには自己防御するため、Tには証明するための担保を提供させよ。彼らの担保は拘禁所への拘禁である。彼らをして木曜日に武装させて出頭させよ。

三位一体の祝日後の八日目にシェリフと拘禁所の管理人が来て言うには、Tは他の者どもと一緒に拘禁所を破った、そして彼のベッドの下から剃刀が発見された。そしてTは、「その後、連れ戻されて」このことを自白した。したがって、彼を絞首刑に処すべし。⁽⁵⁾

[史料六] Pleas before the Justices of the Bench in Henry the Third's Reign. Pleas of Hilary and

Easter Terms, A. D. 1220. Kent.

リミングのトマスは、セント・アルバンスで、強盗たちと一緒に捕縛されたが、彼が出頭して述べるところによれば、彼は領主を持たず、十人組にも属さず、保証人も持たなかった。その後、彼がセント・アルバンスの大修道院長の裁判所で自分が強盗犯であることを自白したことが、セント・アルバンスの大修道院長の執事及びその裁判所の良き人々によって証言された。その後彼は、大司教の執事であるロバート・バーモンジほどの大泥棒を自分は

見たことがないと、王座裁判所で言明した。そしてその後彼は、この告発を撤回した。そして、彼にとって有利な証拠は無く、彼は地方住民に自己を委ねようとしなかった⁽⁶⁾ので、彼は絞首刑に処せられることとされた。

〔史料七〕 Pleas before the Justices in Eyre in the Reign of Henry the Third. Pleas at Worcester, A.

D. 1221. Township of Kidderminster.

パトリックの息子ロバート(R)は、キッターミンスター村にて盗賊たちと共に逃げるところを捕えられた。その盗賊たちは結局自分たちが泥棒であることを自白し、絞首刑に処されることになるのであるが、彼らは、Rも彼らの仲間であると述べていた。そして、キッターミンスター村のリーヴとその同じ村の他の自由人たちは、次のように証言した。すなわち、Rは彼らの立ち会いの下で、自分がその盗賊たちの仲間であり、かつ盗人であることを自白し、また彼が逮捕された時に乗っていた馬はその盗賊たちの一人のものであったことも自白した、と。そして、彼がこのことを否認するのを聞くことはできなかった。後になって彼は、彼が盗人であって、以前彼がその振りをしていたような助祭でも副助祭でもなかったことを自白した。そして彼は、共犯者告発人となり、五つの決闘を行なった。⁽⁷⁾

〔史料八〕 Public Record Office, KB 27/328, Rex m. 33. King's Bench gaol delivery at Norwich on 13

May 1342.

〔匿いについての共犯者告発人の私訴に基づく罪状認否手続：〕ビショップス・リンの、ヘムズビのアグネス(A)は、共犯者告発人たるオームズビのリチャード・ウィップ(R)の私訴の故に逮捕されたが、Rは上述の州のコロナーの一人、ロジャー・ブレトンの面前で共犯者告発人となった。そしては彼は、Aを以下のような嫌疑で私訴した。すなわち、彼女は、二枚の外衣と二シリングの価値の一枚の毛織物を持ったそのRを、事情を知っていてビショップス・リンで匿った、と。それらの物は、そのRが、現在の王の治世一年の司教聖マーティン祭後の火曜日〔一三三

七年一月一八日」に、ケンブリッジの村で盗んだ物である。またAは、彼が盗人であることを知っており、それらの物が盗品であることを知っていたのであり、この私訴を上述のコロナーは法廷においてここに記録し、Aは王座裁判所典獄に導かれてここに出頭した。そして上述の共犯者告発人も出頭した。そして彼は、そのAに対する彼の私訴を遂行する気か否かを尋ねられる。彼は遂行すると述べた。「最終陳述の質問と答弁」上述の匿いの嫌疑については彼女がいかなる方法で雪冤するか尋ねられて、そのAは、それについて彼女は決して有罪ではなく、自らを地方住民の好評か不評かの判断に委ねると述べた。そして上述の共犯者告発人も同様にした。したがって、直ちに陪審が編成されるべし。「評決」その目的のために選出され用いられた上述の裁判地の陪審は、出頭して、宣誓して次のように述べた。すなわち、上述のAは、彼女に対して嫌疑のかけられた上述の匿いあるいは重罪について決して有罪ではなく、そのために彼女が逃亡することは決してなかった、と。「判決」したがって、彼女を放免せよ。そして上述の共犯者告発人は絞首刑に処せられるべし。⁽⁸⁾

註

- (1) *Select Pleas of the Crown*, vol. 1 (*op. cit.*), pp. 65-66.
- (2) *Ibid.*, pp. 121-123.
- (3) *Ibid.*, pp. 128-129.
- (4) *Ibid.*, p. 133.
- (5) *Ibid.*, pp. 133-134.
- (6) *Ibid.*, p. 134.
- (7) *Ibid.*, p. 92.
- (8) J. H. Baker, *op. cit.*, 3rd ed., pp. 633-635.